

感染症対策についての臨時診療報酬の算定について

この度、感染対策を講じて診療した際の報酬が新設されました。

医科外来等感染症対策実施加算 5点(4月～9月末日までの予定)

当院では算定にあたり、以下の対策をとっておりますのでご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

当院での感染対策

- ・ドアノブ、手すり、椅子、スイッチ、タッチパネル、マウス等は 0.05% 次亜塩素酸ナトリウムを用いて定期的に消毒しています。
- ・患者さんの皮膚に直接接触した、血圧計、体温計などの器材は使用ごとに清拭消毒をしています。
- ・ひとりひとりの診療ごとに都度手指消毒をしています。
- ・職員は休憩室も含めて院内では常にサージカルマスクを着用しています。
- ・30分に1回、換気を行っています。
- ・ウイルス除去効果のある空気清浄機を常時運転しています。
- ・感染症対策についての職員勉強会をおこなっています。